

審査の結果の要旨

氏名 宋知苑

本論文は、政治・経済的要求による都市遺産保全の変質、都市再開発と遺産保全との接近、グローバリゼーションによる都市や場の個性の強調、微細で独自の個性の捨象といった問題を背景として、オーセンティシティをめぐる国際的な議論の展開、日本における都市遺産保全および遺産保全型都市再生制度の成立過程と歴史的な位置づけを整理した上で、日本橋と丸の内という東京都心の二地区における遺産保全型都市再生プロジェクトの意思決定過程を主要な分析対象とし、グローバリゼーションの影響を受けて現代東京で進行する市街地再開発と都市遺産保全をめぐるミクロな政治の実態を明らかにしたものである。

第1章では、研究の背景と目的、課題、用語の定義、方法、構成が説明されている。

第2章では、社会学、地理学の理論的な文献のレビューを通じて、分析の枠組みが構築されている。まず、グローバルな都市遺産保全の原則とローカルな都市遺産保全の実践、市街地再開発と経済のグローバリゼーション、それらの結果としての開発と保全という3つの位相において、異質かつ不平等な文化が接触する場＝「コンタクトゾーン」がオーセンティックな都市の場を把握する概念として導入されている。続いて、奈良ドキュメント（1994年）で提示され、ユネスコの世界遺産の運用ガイドラインに採用された「オーセンティシティの条件」に基づく、建築、都市、人間の3つのレベルからなるオーセンティシティの属性に関する統合的枠組みが示されている。

第3章では、19世紀の建築保存に関するウジェーヌ・エマニュエル・ヴィオレ・ル・デュクの建築的視点とジョン・ラスキンの都市的視点という対照的な論理を原点として、1964年のヴェニス憲章以降の国際的な憲章や文書におけるオーセンティシティを巡る理論構築の展開を跡付けている。文化財保存分野においてオーセンティシティという用語が初めて用いられたのはヴェニス憲章であり、遺産と都市環境との調和を求めるものであった。しかし、21世紀に入ると、歴史的都市景観（HUL）に関する新たな文書によって、過去の保護としての遺産保全から現在の場づくりとしての保全へとパラダイムが移行した。そして、現

代の競争的なグローバリゼーションのもとで、遺産保全の政治経済的側面とオーセンティシティとが正対するようになったのである。

第4章では、日本における歴史遺産保全制度の成立過程と都市遺産保全の実践の展開を整理した上で、オーセンティシティをテーマに据えた1994年の奈良会議の歴史的な意義について考察している。そして、東京都による都市計画法に基づく特定街区制度の運用規則の変遷を分析し、遺産保全型都市再生プロジェクトの成立過程を跡付けている。日本の遺産保全制度は遺跡、寺社などの伝統的な遺産の価値を対象とした一方で、都市遺産については対象外とした。文化庁は1970年代にはヴェニス憲章の内容を日本の遺産保全制度に取り入れようとしたが、実際に文化庁や専門家がオーセンティシティをめぐる議論を開始するのは1990年代になってからであった。そして、奈良会議における議論にも関わらず、文化庁や専門家は従来からの伝統的な遺産の価値や実践を発展させることはなく、都市遺産は保全対象から除外されたままであった。一方で、地方自治体は都市遺産保全の市街地再開発への組み込みを主導した。東京都では重要文化財特別型特定街区制度が成立したが、それは経済のグローバリゼーションのもとでのオーセンティシティと遺産保全、市街地再開発間の相互干渉の始まりでもあった。

第5章では、日本橋と丸の内の二地区における遺産保全型都市再生プロジェクトの意思決定過程を分析している。日本橋では、政策立案の初期段階においては行政当局がリードしたが、1998年の三井本館の国重要文化財指定では、東京都と三井不動産との公民連携に決定権が移行した。結果として、三井が日本橋のオーセンティシティを掌握することになった。丸の内では、三菱地所が都市空間再編を主導した。その力は都市遺産にも及んだ。都市遺産の保全や復原の何れの実践も、丸の内のオーセンティシティ全般にわたっての三菱の存在感を増大させていった。日本橋、丸の内両地区にあったその他の文化的、歴史的な性格は三井と三菱の企業の力によって弱体化し、両企業が都市のオーセンティシティを独占していった。新自由主義のグローバリゼーションにおいて、オーセンティシティは都市遺産の変化のマネジメントではなく、都市の変化のマネジメントを要求されている。

第6章では、本論文で得られた知見、議論をまとめ、結論としている。

以上の議論を通じて、現代都市におけるオーセンティシティは、遺産論や美学の射程を超えた、社会、政治、経済的な創成物であることを実証し、現代都市の重要な特質の一端を明らかにした。この知見は、これからの都市再生政策と遺産保全プロジェクトのありかたに対して極めて示唆的なものであり、本論文が都市工学上寄与するところは大きい。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。